

# 定期点検結果（平成30年度）

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく点検等について、平成30年度の定期点検結果を取りまとめました。

## （1）対象施設と点検区分

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく対象施設と点検頻度は下表のとおりです。

表1. 対象施設と点検区分

分野名	施設名	点検頻度	
道路	橋梁	5年に1回	
	トンネル	5年に1回	
	シェッド※1	5年に1回	
	大型カルバート※2	5年に1回	
	附属物（標識、照明等）	門型標識	5年に1回
		上記以外	10年に1回
	法面等構造物	要対策箇所：5年に1回 それ以外：10年に1回	
舗装	5年に1回		
河川	河川管理施設（水門、樋門、排水機場）	1年に1回	
	ダム（土木構造物、電気通信施設、機械設備）	1年に1回	
港湾	岸壁、物揚場等	5年に1回	
空港	滑走路、灯火・電気設備	滑走路：3年に1回 灯火、電気設備：1年に1回	
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜	砂防ダム：1、3、5年に1回 地すべり：1～3年に1回 急傾斜：1～3年に1回	
都市公園	都市公園施設（土木構造物、遊具等）	土木構造物：1年に1回 遊具：1年に2回	
下水道	下水処理場	5年または7年に1回	
	下水管渠	5年に1回	

※1 シェッドとは、雪崩や落石、土砂崩れから道路等を守るために作られた洞門

※2 大型カルバートとは、箱型のコンクリート製の構造物で中に2車線以上の道路を有するもの

### 公共土木施設

道路



河川



港湾



空港



砂防



公園



下水道

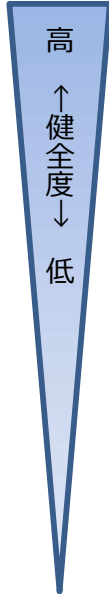


# 定期点検結果（平成30年度）

## （1）対象施設と点検区分

各施設の健全度は次の4段階区分を基本とします。

表2. 健全度区分表



区 分		状 態	措 置
I	健全	損傷がないか、あっても軽微で、構造物の機能に支障が生じていない状態	対策不要
II	予防保全措置	損傷等はあるが、構造物の機能に支障が生じていないため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全の必要がある施設は対策を必要とする。 それ以外は、点検により監視。
III	早期措置段階	損傷等があり、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、早期に措置を講ずべき状態	施設の状態や使用状況等により計画的に対策を実施。
IV	緊急措置段階	損傷等が著しく、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	施設の状態により、安全の確保を最優先とし、使用規制等を講じた後、速やかに対策を実施。

# 定期点検結果（平成30年度）

## （2）点検結果

平成30年度の点検結果は次のとおりです。

### ①点検結果

表3．平成30年度点検結果一覧

分野	施設名	単位	① 管理施設数 (H31年3月)	② H27年度以前 点検箇所数	③ H28年度 点検箇所数	④ H29年度 点検箇所数	⑤ H30年度 点検箇所数	健全度区分ごとの内訳				⑥H30年度までの点検状況※1	
								I	II	III	IV	⑦点検数※2 (②③④⑤計 or ①)	⑧点検率 (⑦/①) %
道路	橋梁※3	橋	2,744	509	921	636	678	449	171	58	0	2,744	100
	トンネル	本	195	41	29	72	53	0	29	24	0	195	100
	シェッド	基	49	34	0	10	5	0	2	3	0	49	100
	大型カルバート	基	6	0	6	0	0	0	0	0	0	6	100
	附属物（門型標識等）	基	39	0	6	15	18	7	7	4	0	39	100
	附属物（上記以外）	基	24,754	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	のり面等構造物	箇所	26,399	1,478	1,438	535	741	525	168	48	0	4,192	16
	舗装	km	3,065	609	627	0	0	0	0	0	0	1,236	40
河川	河川管理施設	基	224	219	220	224	222	45	88	87	2	224	100
	ダム	設備	377	356	356	377	377	155	161	60	1	377	100
港湾	港湾施設	施設	525	14	12	33	0	0	0	0	0	59	11
空港	空港施設	施設	26	12	11	0	10	1	4	5	0	26	100
砂防	砂防施設	施設	2,905	1,650	1,435	1,262	1,694	1,130	502	62	0	2,905	100
都市公園	公園施設	施設	702	698	698	699	702	392	229	79	2	702	100
下水道	処理場	施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管渠（管渠）	km	74.7	0	14.6	18.3	8.4	0	7.4	1	0	41.3	55

※1：⑥H30年度までの点検状況は、H26年度を初年度として点検の進捗を⑦点検率で表記

※2：⑦点検数は、点検頻度が2年以上の施設についてH30年度までの累計、点検頻度が1年に1回以上は管理施設数とした

※3：橋梁には横断歩道橋を含む

# 定期点検結果（平成30年度）

## （2）点検結果

### ②健全度Ⅳリスト

緊急措置段階の健全度区分Ⅳは、損傷状況により使用規制などの安全確保を行うとともに、速やかに対策を講じます。  
なお、健全度区分Ⅳの箇所は次のとおりです。

表4. 健全度判定Ⅳ区分箇所の一覧

令和元年10月時点

整理番号	分野	施設名	道川港等名	健全度Ⅳ箇所名	損傷の内容	緊急措置又は措置状況	所在地
1	河川	河川管理施設	堂の前川	堂の前川排水機場	セルモーター始動不良	措置済み	雲南市
2	河川	河川管理施設	益田川	今市川樋門	スキンプレーートの白亜化、主ローラーの発錆、吊り金具周辺の腐食、開閉機不具合	措置済み	益田市
3	河川	ダム	八戸ダム	監視設備 CCTV（下流側）	光、通信ケーブル損傷	措置済み	江津市桜江町
4	都市公園	公園	県立石見海浜公園	休憩所2（Aゾーン）	躯体の梁柱壁、軒先各所に破損	立入禁止措置済	浜田市
5	都市公園	公園	県立石見海浜公園	転落防止柵（Aゾーン）	一部腐食による倒壊	撤去、立入禁止措置、看板設置、一部取替	浜田市
6	下水道	マンホール蓋	宍道湖流域下水道西部処理区	M2-5~7、M3（受口2） M3-4,5、M5、M5-1~8 M6（受口）、M6-8 右岸ゲート、左岸ゲート	転落防止機能なし、浮上防止機能なし 蝶番損傷、鍵腐食、段差有り、クラックのいずれか	令和2年度に更新予定	出雲市